

# 校庭（グラウンド）の使用に関するきまり

東京都立港特別支援学校  
学校開放事業運営委員長

- 1 当日、学校職員は立ち会いません。管理責任者の方が責任を持って使用してください。登録団体以外の方は利用できません。練習試合の時は、対戦相手のメンバーについて、対戦相手の責任者が管理してください。
- 2 正門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間途中において、個人単位で出入りする際は、管理指導員に報告し確認を得てください。門は必ず閉めてください。
- 3 1回の使用時間は、次のとおりです。  
午後1時から午後4時まで  
準備から後始末までの時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 4 原則として自動車の御利用は御遠慮ください。
- 5 テニス用支柱、ネットは御使用いただけますが、ボール等は貴団体において準備してください。
- 6 使用中に、学校の施設・設備・備品等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。
- 7 校舎内は機械警備が作動しています。使用を許可された施設以外への立ち入りは御遠慮ください。トイレは、屋外トイレを御利用ください。
- 8 学校敷地内での販売活動等営業行為は禁止です。
- 9 学校の電話を、呼び出しや連絡等に使用することはできません
- 10 学校から指示があった場合、使用後は必ず御用意いただいたアルコール（エタノール濃度70%以上）・ペーパー等による消毒及び清掃を行い、学校教育に支障のないよう原状回復してください。消毒作業で出たごみはお持ち帰りください。
- 11 敷地内（校門から内側）は屋外も含め全面禁煙です。また、ゴミ、空き缶などはお持ち帰りください。
- 12 校庭内は飲食禁止です。運動中の水分補給は校庭外等で行ってください。
- 13 使用終了後はWEBフォームで管理指導日誌を入力してください。使用人数、備品・施設の異常や事故の有無等を学校に報告してください。  
その他学校からの施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。

※ 以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、使用の禁止、団体登録の取り消しを行うこともあります。